

10月1日から

年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。対象となる方にはご案内（**みどり色の封筒**）が届きますので、お早めに請求手続きをお願いします。なお、ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

■老齢基礎年金を受給している場合

以下の要件をすべて満たしている方

- ①65歳以上
- ②世帯員全員が市町村民税が非課税
- ③年金収入額とその他所得額の合計が879,300円以下

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合

- ・前年の所得額が4,621,000円＋扶養親族の数×38万円以下

■請求手続き

- 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が**9月上旬から順次届きます**。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

- 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きとあわせて、年金事務所または潮来市役所市民課で請求手続きをしてください。

■給付金の支給について

- 給付金額は、人により異なります。ご案内に見込み額が記載されていますのでご確認ください。

- 期限内に請求した場合、10・11月分が12月中旬に、受給している年金と同時に支給されます。

ただし、提出時期により日程が異なりますので、お早目の手続きをお願いします。

【お問合せ】給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金

検索



請求手続きは
お早めに！

ご存知ですか？ ヘルプマーク・ヘルプカード

【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることをお知らせすることで、援助を得やすくなるよう、作成されたストラップ型のマークです。



【ヘルプカード】

援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。医療機関受診時、災害時、日常生活で困っているときなど、記載内容に沿って支援をお願いします。

あなたの支援が必要です ヘルプカード  潮来市		【私が手伝って欲しいこと】	
			
障害や病状の 概要（簡潔に）	必要としている 援助	氏名	性別
アリバイマーク	住所	生年月日	年齢
所属（学校・ 職場）	電話番号	緊急連絡先	緊急連絡先

*必要に応じて内容を記入してください。

- 配布対象 市内在住で、マーク・カードに提示による援助等を必要とする方。

配布するマーク・カードは、1人につき各1枚です。

- 配布場所 ・社会福祉課 障害福祉グループ ・潮来市社会福祉協議会
・かすみ保健福祉センター「ひまわり」

- 配布方法 申請書に記入し、配布場所に提出してください。代理申請も可能です。

【お問合せ】社会福祉課 障害福祉グループ

☎63-1111 内線392・393